

韓国 2016 上半期よくある質問集「食品」
(仮訳)

2016年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所

本仮訳は、2016年6月30日に韓国で公表された「2016 上半期よくある質問集『食品』」のうち、韓国輸入食品安全管理特別法に関する Q216 から Q223 をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<https://impfood.mfds.go.kr/>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

2016 上半期よくある質問集「食品」

食品医薬品安全処

2016 年 6 月 30 日

IV 輸入食品安全管理特別法

Q216

輸入食品等の保管業の新規営業登録時に教育履修証を提出しなければならないが、既存の食品冷凍冷蔵業、畜産物保管業で衛生教育を受けた場合、それらの教育履修証を代わりとして営業登録を進められますか？

→「輸入食品安全管理特別法施行規則」第 23 条第 3 項により該当年度に補習教育を受けた者が同法第 14 条第 1 項各号による営業（輸入食品等の保管業）をしようとする場合、第 1 項（新規教育）による衛生教育を受けたものと認めています。

→したがって、「食品衛生法」および「畜産物衛生管理法」による補習教育を受けたのであれば、輸入食品等の保管業の衛生教育を受けたものと認めています。

Q217

輸入食品等のインターネット購買代行業を登録する場合、自宅を営業所として登録申請することが可能ですか？

→「輸入食品安全管理特別法」第 14 条に各号の営業を行おうとする者は、施設基準に合う施設を備えるように規定しているため、輸入食品等のインターネット購買代行業を同法第 15 条により営業を行おうとする場合には事務所を備えなければなりません。

Q218

日本で生産された製品を第三国（例：中国）に輸入した後、また第三国から韓国に輸出する場合にも、放射性物質検査証明書および政府証明書または産地証明書を輸入時に提出しなければならないですか？

→現在、日本で生産または製造して輸入する全ての食品（農・林・水産物、加工食品、食品添加物、健康機能食品）については、日本の福島県にある原子力発電所事故により、輸入する毎に放射性物質検査証明書を含む政府証明書（13 都県^{*}）または産地証明書（13 都県以外の 34 道・府・県）の原本を提出するようにしており、輸入段階で放射性物質検査も実施しています。

* 13 都県：福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、宮城、神奈川、東京、長野、山形、新潟、静岡

→したがって、日本で生産された食品の輸入時、13 都県以外の 34 道・府・県で生産された製品の場合は産地証明書の原本を提出し、13 都県で生産された製品の場合は放射性物質検査証明書を含む政府証明書の原本を提出しなければなりません。また、輸入段階で放

放射性物質検査も受けなければなりません。

- （参考）‘日本の輸入食品等の証明書様式と発給機関’は日本政府から通報および協議された事項として我が処の食品安全情報ポータル
[<http://www.foodsafetykorea.go.kr> - 안전한 식생활(安全な食生活)-수입식품 분야(輸入食品分野) - 수입식품 검사현황(輸入食品検査現況)-수입검사 강화조치(輸入検査強化措置)]で確認できます。

Q219

注文者商標表示食品等を輸入する場合、流通期限の設定理由書を提出しなければなりませんか？

- 注文者商標表示食品等を輸入する場合には、「輸入食品安全管理特別法」第20条第4項および同法施行規則第27条により‘輸入食品等の輸入申告書’とともに食品医薬品安全処長が定めて告示する基準により設定した‘流通期限の設定理由書’を添付して輸入する食品等の通関場所を管轄する地方食品医薬品安全庁長に提出しなければなりません。

Q220

輸入製品の検査の種類のうち、官能検査が現場検査に名称が変更になりましたか？

- 「輸入食品安全管理特別法施行規則」第30条[別表9]輸入食品等の検査方法により、検査の種類は書類検査、現場検査、精密検査および無作為標本検査に分かれます。
→また、現場検査とは製品の性質・状態・味・におい・色・表示・包装状態および精密検査の履歴等を総合してその適合の可否を判断する検査であり、別に定めた基準と方法により実施する官能検査を含みます。

Q221

食品輸入申告後、自社製造用から販売用に用途変更が可能ですか？

- 「輸入食品安全管理特別法」第20条第2項により、輸入申告を行おうとする者または輸入申告を行った者は、輸入食品等の安全と品質に対して責任を負うとともに、申告内容と異なる用途に輸入食品等を使用する、あるいは販売する行為を行ってはなりません。ただし、「食品衛生法」第37条による食品製造・加工業または食品添加物製造業登録を行うか、もしくは容器・包装類製造業申告を行った者または「畜産物衛生管理法」第22条による畜産物加工業および食肉包装処理業営業許可を受けた者が輸入食品等を自社製品の製造用原料として輸入申告した後、総理令で定めるところにより用途変更承認を受けた場合は除きます。
→「輸入食品安全管理特別法施行規則」第28条1項および第2項によると、自社製品製造用原料として輸入申告した営業者が廃業、破産または該当原料使用中断等の事由により、その輸入食品等を自社製品製造用原料として使用できなくなって他の製造・加工業者に製造用原料として販売しようとする場合、輸入食品等の用途変更承認を受けようとする

者は、自社製品製造用原料の用途変更承認申請書(別紙第 27 号書式)に次の各号の書類を添付して、その輸入食品等を輸入申告した地方食品医薬品安全庁長に提出して承認を受けなければなりません。

1. 「食品衛生法」にともなう食品製造・加工業、食品添加物製造業、容器・包装類製造業、「健康機能食品に関する法律」にともなう健康機能食品製造業、「畜産物衛生管理法」にともなう畜産物加工業または食肉包装処理業の営業者に販売しようとする物量に対する契約書写本
 2. 第 1 号により該当原料を使う者の営業許可等、許認可書類および品目製造報告書写本(ウェブ上で確認できる場合は除く)
 3. 試験・検査成績書(「食品・医薬品分野試験・検査等に関する法律」第 6 条により食品医薬品安全庁長が指定した畜産物試験・検査機関・食品専門試験・検査機関または同条第 4 項但書きにより、総理令に定める試験・検査機関で発給した試験・検査成績書に限定する)
 4. 委託契約書写本(委託して輸入した場合のみ該当する)
- また、同法施行規則第 28 条第 3 項により、地方食品医薬品安全庁長は、用途変更の承認をした場合に使用が承認された営業所の所在地を管轄する営業許可・登録・申告機関の長に申告された内容を通報するようしており、通報を受けた営業許可・登録・申告機関の長は該当輸入食品等が輸入食品の用途に適切に使用されたかを事後管理(確認・点検)しています。

Q222

‘食品輸入安全管理特別法’に関連する輸入食品等の保管業の登録はどうすればいいですか？

- 「輸入食品安全管理特別法」第 14 条では、「営業を行おうとする者は施設基準に合う施設を備え」、同法施行令第 2 条では「輸入申告の対象になる輸入食品等を施設または場所に保管する営業」と規定している。また、同法施行規則第 15 条第 1 項では、「『関税法』第 154 条による特許保税区域または総合保税区域に所在する保税倉庫(ただし、コンテナ専用保税倉庫は除く)」、第 2 項は「『自由貿易地域の指定および運営に関する法律』第 11 条により入居許可を受けた者の保管施設」と規定しています。
- したがって、上記の規定により輸入食品等の保管業を行うためには、まず、「関税法」または「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」による特許・申告・許可を受けた保管施設を持ち、同施設を保管業の施設基準に適合させた後、同法第 17 条による食品衛生教育機関で衛生教育を履修して同法第 15 条により営業登録をオンライン(www.foodsafetykorea.go.kr)または所在地の管轄地方庁で営業登録を行います。

Q223

中国から大麻(学名：Cannabis Sativa L)の種(皮は除去された状態)を輸入しようとしています。輸入時に必要な書類は何ですか？

→営業者が販売を目的とする場合か、もしくは営業上使用する目的により輸入食品等(食品、食品添加物、器具、容器・包装、健康機能食品、畜産物)を輸入する場合には、「食品輸入安全管理特別法」第20条および第21条により、輸入する度に物品の通関地域を管轄する地方食品医薬品安全庁に輸入申告をしなければならず、輸入申告された食品等は同法施行規則第30条関連[別表9]の検査方法および食品医薬品安全処長が告示した「食品等の基準および規格」等により、検査をして適合判定された場合に限り輸入が可能になります。

→全ての国から輸入する大麻(麻、Hemp、学名：Cannabis Sativa L.)の種(皮が完全に除去された状態に限る)を原料に使用した製品は、テトラヒドロカンナビノール(THC：Tetra Hydro Cannabinol)が韓国の「食品の基準および規格」のTHC基準(大麻の種：5mg/kg以下、大麻の種油：10mg/kg以下)に適合することを示す輸出国政府または輸出国政府が認めた検査機関が発行する検査成績書を輸入する都度提出するようにしており、輸入通関段階で上記の基準に適合しているかどうかの可否に対する検査を実施することになります。

お知らせ

‘よくある質問集’は食品医薬品安全処のサイバー相談(国民申聞鼓)を選別・整理したもので、国民、営業者および関連公務員の参考資料で活用するべく制作されました。本冊子の内容は法令および告示等の制・改定事項により内容が変更になる場合があります。

韓国 2016 上半期よくある質問集「食品」（仮訳）

2016 年 9 月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所
3rd Floor, Young Poong Bldg., 41 Cheonggyecheon-ro, Chongro-ku,
Seoul, REPUBLIC OF KOREA

（農林水産・食品課 TEL:03-3582-5186）

禁無断転載